

電気料金メニュー約款

【うすき昼得プラン】

2024年4月1日 実施

うすきエネルギー株式会社

目 次

1	実施期日	1
2	定 義	1
3	適用条件	3
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	3
5	契約容量	3
6	季節区分及び時間帯区分	4
7	電気料金	5
8	適用期間	6
9	本料金約款の変更および廃止	7
別 表		
1	燃料費調整	8

電気料金メニュー【うすき昼得プラン】(以下、「本料金メニュー」といいます。)の約款(以下、「本料金約款」といいます。)は、当社のでんき需給約款(以下、「でんき需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、本料金約款に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

本料金約款は、2023年4月1日より実施します。

2 定 義

次の言葉は、本料金約款において、それぞれ次の言葉で使用します。

なお、でんき需給約款に定義される言葉は、本料金約款においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2

月29日までの期間とします。)をいいます。

(3) ヒートポンプ給湯機

- ・ヒートポンプ給湯機とは、ヒートポンプを利用して蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器をいいます。ただし、当該一般送配電事業者等により電気の供給をしゃ断する装置が取り付けられた専用の屋内電路に接続される機器は除きます。
- ・ヒートポンプ給湯機を取り外す場合は、当社に申し出ていただきます。
- ・当社が必要とする場合は、ヒートポンプ給湯機の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 定置用蓄電池

- ・定置用蓄電池とは、蓄電機能を持ち、お客さまの需要場所の屋内配線と、原則として直接接続されている機器をいいます。
- ・定置用蓄電池を取り外す場合は、当社に申し出ていただきます。
- ・当社が必要とする場合は、定置用蓄電池の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(5) 電気自動車

- ・電気自動車とは、お客さまの需要場所で充電した電気を使用し走行する自動車(二輪車を除きます。)をいいます。
- ・電気自動車を使用しなくなる場合は、当社に申し出ていただきます。
- ・当社が必要とする場合は、電気自動車の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 適用条件

次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) ヒートポンプ給湯機または定置用蓄電池、電気自動車を使用し、当該機器により昼間への負荷移行が可能な需要であること。
- (2) 契約電力が原則として50キロワット未満であること
- (3) 1 需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

5 契約容量

(1) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(2) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に

応じて確認できるものとします。

- (3) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

6 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 春季

毎年4月1日から6月30日までの期間および翌年の3月1日から3月31日までの期間をいいます。

ロ 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ハ 秋季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

ニ 冬季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間

毎日午前10時から午後4時までの時間をいいます。

ロ 朝・夕方

毎日午前8時から午前10時までおよび午後4時から午後6時までの時間をいいます。

ハ 夜間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後6時から翌日の午前0時までの時間をいいます。。

7 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金およびでんき需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

（1）基本料金

基本料金は、契約電力に応じて1か月につき次のとおりとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

イ 契約電力が10キロワット以下の場合

1契約につき	1,888.80円
--------	-----------

ロ 契約電力が10キロワットを超える場合

1契約につき最初の15キロワットまで	4,758.20円
上記を超える1キロワットにつき	573.88円

（2）電力量料金

1か月の電力量料金は、でんき需給約款19（電気料金の算定期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。

ただし、別表1（燃料費調整）（1）イによって計算された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって計算された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

イ 昼間

昼間の使用電力のうち、夏季及び冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季及び冬季料金	春季及び秋季料金
1キロワット時につき	13.47 円	12.37 円

ロ 朝・夕方

朝・夕方の使用電力のうち、夏季及び冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季及び冬季料金	春季及び秋季料金
1キロワット時につき	30.00 円	29.00 円

ハ 夜間

1キロワット時につき	20.00 円
------------	---------

8 適用期間

- (1) 本料金メニューの適用開始日は、でんき需給約款 6（需給契約の申込み）に定める需給契約の申込みの場合は、でんき需給約款 10（供給の開始）(1)に定める需給開始日とし、でんき需給約款 37（需給契約の変更）に定める需給契約の変更の場合は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量期間等の始期とします。
- (2) 本料金メニューの適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量期間等の終期の前日（以下、「満了日」といいます。）まで

とします。

- (3) 満了日までに、でんき需給約款 3 7 (需給契約の変更) にもとづき、本料金メニューの変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその 1 年目の日が属する月の電気の計量期間等の終期の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

9 本料金約款の変更および廃止

- (1) 当社は、本料金約款を変更する場合は、でんき需給約款 4 (本約款等の変更) に準じます。
- (2) 当社は、本料金約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本料金約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、でんき需給約款 4 (本約款等の変更) (2) および (3) に準じます。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (27,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

② 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{円}) \\ &\times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等
--	------------------

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に(1)ロによって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------